

報道関係者 各位

令和 8 年 6 月 24 日

【照会先】

秋田労働局労働基準部健康安全課
課 長 田川 健志
労働衛生専門官 原田 武哉
(電話)018-862-6683

令和 7 年「秋田県内の職場における熱中症による労働災害発生状況について」 ～令和 7 年の熱中症に関連した労災保険支給決定状況は対前年比大幅増加～

秋田労働局（局長 千葉裕子）では、令和 7 年「秋田県内の職場における熱中症による労働災害発生状況」を取りまとめました。

秋田県内の令和 7 年の職場における熱中症*による死亡災害は発生しなかったものの、被災者（休業 4 日以上）は 11 人と前年の 5 人に比べ大幅に増加（前年比 6 人、120%増）しました。

業種別でみると、製造業で最も多く 4 人、接客娯楽業及びその他の事業で各 2 人、建設業、運輸交通業及び清掃・と畜業で各 1 人という状況でした。

秋田県内の令和 7 年の職場における熱中症に関連した労災保険支給決定件数は 152 人と前年の 89 人に比べ大幅に増加（前年比 63 人、約 71%増）しました。

※熱中症とは

高温多湿な環境下において、体内の水分と塩分（ナトリウムなど）のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして発症する障害の総称のことで、めまい・失神、筋肉痛・筋肉の硬直、大量の発汗、頭痛・気分不快・吐き気・嘔吐（おうと）・倦怠（けんたい）感・虚脱感、意識障害・痙攣（けいれん）・手足の運動障害、高体温などの症状が現れます。

【熱中症の発生状況】

被災者	年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	合計
被災者数		11	1	24	5	11	52
うち死亡		0	1	4	0	0	5

〔秋田労働局：労働者死傷病報告〕より

・秋田県内の令和 7 年の職場における熱中症による休業 4 日以上の被災者は 11 人で、死亡者はいませんでした。

例年は屋外の作業における被災者が多い状況ですが、令和 7 年は屋内の作業で 8 人、屋外の作業で 3 人という状況でした。

令和 3 年からの 5 年間では、被災者は 52 人となっており、そのうち 5 人が亡くなっています。熱中症は重篤化するリスクの高い災害であり、秋田県内においても対策の徹底が必要です。

「熱中症に関連した労災保険支給決定状況（発生月別）（人）」

年別	月別									合計
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月		
令和 3 年	0	0	1	5	36	57	2	0	101	
令和 4 年	1	0	1	4	34	15	6	1	62	
令和 5 年	0	0	2	10	46	131	17	0	206	
令和 6 年	0	0	2	11	27	40	7	2	89	
令和 7 年	0	0	0	18	88	36	10	0	152	
合計	1	0	6	48	231	279	42	3	610	

〔秋田労働局：労災保険支給決定件数集計〕より

・秋田県内の令和7年の職場における熱中症に関連した労災保険支給決定件数は152人で、令和元年以降最多となった令和5年の206人からは減少しましたが、前年に比べ大幅に増加しました。令和3年からの5年間では、7月及び8月の発生が全体の83.6%を占めました。

・熱中症により4日以上休業した被災者数の推移（人）

年	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
人数	5	2	3	0	0	3	2	6	1	2	2	6	4	10	5	7	11	1	24	5	11
うち死亡	0	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	4	0	0

「秋田労働局：労働者死傷報告」より

・全国の令和7年の職場における熱中症による休業4日以上被災者は**1,803**人で、そのうち死亡者は**19**人でした。被災者は前年に比べ**546**人、**約43%の増加**となったほか、**統計を取り始めた平成17年以降、最多となりました。死亡者は令和4年から令和6年までは30人程度の発生状況でしたが、減少**しました。

・秋田県内の熱中症による労働災害発生状況の概要（令和3年から令和7年まで）

秋田県内における被災者は各年におけるばらつきはあるものの、令和3年からの5年間で被災者は52人となっており、そのうち5人が亡くなっています。被災者に占める死亡者の割合は9.6%と非常に重篤化するリスクの高い災害であると言えます。被災者を業種別でみると、建設業が16人と最多であり、次いで商業9人、製造業で8人のほか、警備業等が含まれるその他の事業、接客娯楽業、運輸交通業、農林業、保健衛生業、清掃・と畜業など幅広い業種で発生しています。

屋内外別でみると、屋内での被災が22人、屋外での被災が30人という状況でした。

令和3年からの5年間の熱中症による労災保険支給決定件数をみると、7月及び8月の発生が全体の83.6%となっており、特に注意を要します。

令和7年6月施行の改正労働安全衛生規則を遵守し熱中症の重篤化を防止するとともに、令和8年「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」実施要綱及び令和8年3月に策定された「職場における熱中症防止のためのガイドライン」で定める熱中症対策に取り組むことが重要です。

●参考資料

- 資料1 STOP!熱中症 クールワークキャンペーン（リーフレット）
- 資料2 熱中症対策が強化されました！ 秋田局（パンフレット）
- 資料3 職場における熱中症防止のためのガイドラインを参考に熱中症を効果的に防止しましょう！（パンフレット）
- 資料4 『Cool work AKITA』ロゴマークについて
- 資料5 改正安衛法等セミナー

その他 以下のサイトに熱中症対策関連情報をまとめています。

URL : https://jsite.mhlw.go.jp/akita-roudoukyoku/newpage_02520.html

二次元コード →



STOP!

熱中症 クールワーク キャンペーン



職場での熱中症により近年は、
一年間で約30人が亡くなり、
約1,000人以上が4日以上
仕事を休んでいます。



◀ 熱中症対策情報はこちら

キャンペーン期間

4月

準備

5月

6月

7月

重点取組

8月

9月

準備期間 **4月** にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、
☑チェックしましょう。

労働衛生管理体制の確立



事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し
熱中症予防の責任体制を確立

暑さ指数（WBGT）の 把握の準備



JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検

作業手順・作業計画の策定



暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止
に関する事項を含めた作業手順・作業計画を
策定

設備対策の検討



暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または
冷房設備、散水設備の設置を検討

休憩場所の確保の検討



冷房を備えた休憩場所や
涼しい休憩場所の確保を検討

服装の検討



透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や
送水により身体を冷却する機能をもつ服の
着用も検討

教育研修 の実施



管理者、作業者に
対する教育を実施

ガイド・教育動画

e-learning



緊急時の対応の事前確認



緊急時の対応（異常時における連絡体制や
対応手順等）を確認し、関係者に周知

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会【後援】関係省庁（予定）

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと



環境省
熱中症予防情報
サイト



STEP

1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP

2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底



暑さ指数の低減

準備期間に検討した設備対策を実施



休憩場所の整備

準備期間に検討した休憩場所を設置



服装

準備期間に検討した服装を着用



作業時間の短縮

作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、
作業中止



プレクーリング

作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる



水分・塩分の摂取

水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携行
させる等を考慮)



暑熱順化への対応

熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間
の調整
※新規入職者や休み明け作業者は別途注意
すること



健康診断結果に基づく対応

次の疾病を持った方には医師等の意見を踏ま
え配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患 ④腎
不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲の皮
膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢



日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量
の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを
指導し、作業開始前に確認



作業中の作業者の 健康状態の確認

巡視を頻繁に行い声をかける、
「バディ」を組み合わせる等作業者にお互いの
健康状態を留意するよう指導



異常時の 対応

あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
※必ず一旦作業を離れ、**全身を濡らして送風**することなどにより身体を冷却
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)

重点取組期間

7月

にすべきこと



暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加

暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底

水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底

作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加

熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施

熱中症のおそ**4**いがある者を発見したときは、躊躇することなく救急隊を要請

熱中症対策が強化されました！



令和7年6月1日施行の改正労働安全衛生規則により、熱中症対策が義務化されます。熱中症について正しい知識を身につけ、適切に対処しましょう。【労働安全衛生規則612条の2】

対象となる作業



WBGTが28度以上又は気温が31度以上の環境下で、継続1時間以上又は1日当たり4時間を超えて行われることが見込まれる作業

★ 改正内容 ★

【体制整備】

熱中症による死亡災害の原因の多くは、初期症状の放置、対応の遅れによることから、熱中症の重症化を防止するため、熱中症の自覚症状を有する作業員や熱中症が生じた疑いのある作業員を発見した者がその旨を報告するための体制を事業場ごとにあらかじめ整備しておくこと。



【手順の作成】

熱中症の自覚症状を有する作業員や熱中症が生じた疑いのある作業員への対応に関し、事業場の緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先並びに必要な措置の内容及び手順を事業場ごとにあらかじめ作成しておくこと。



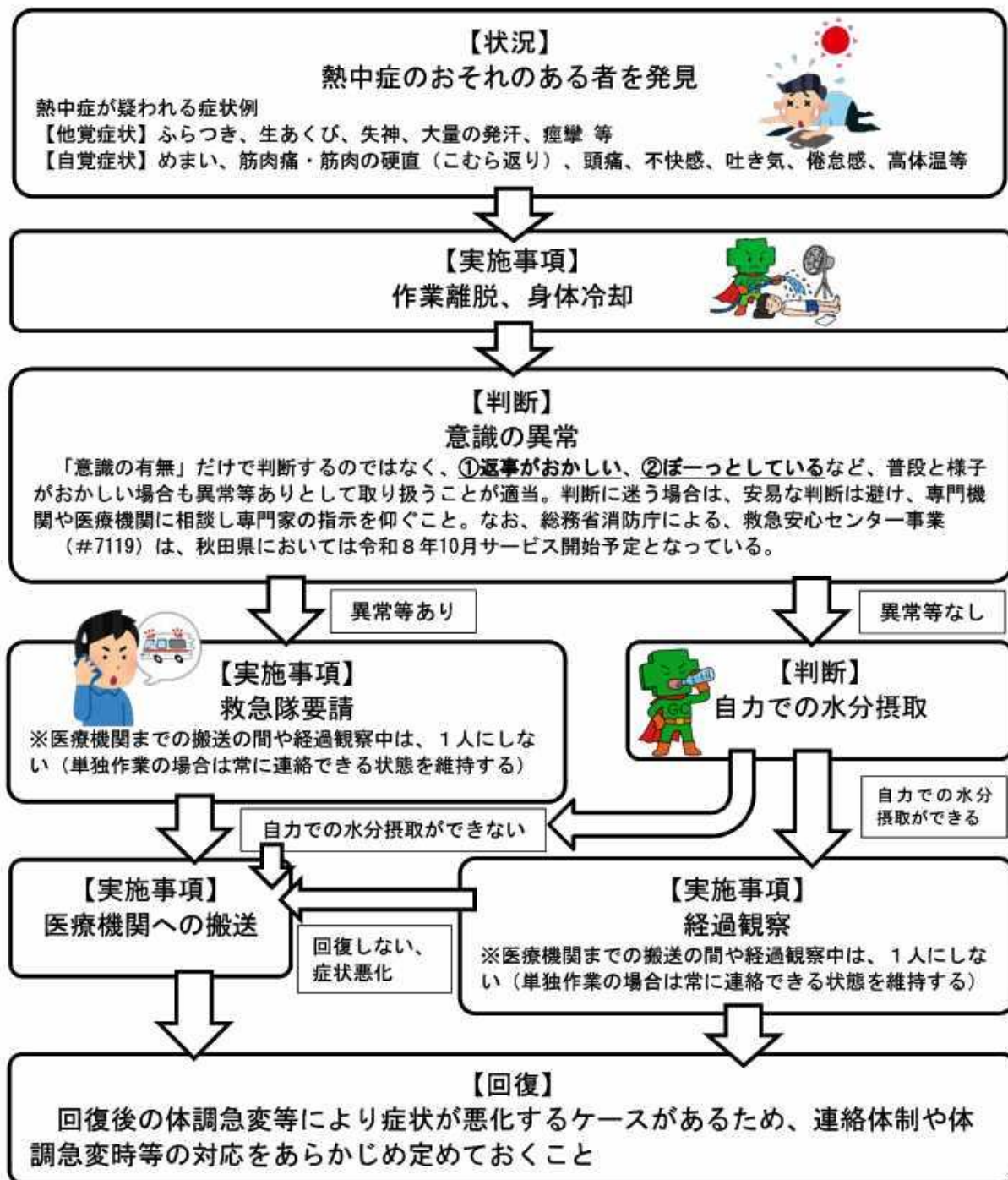
【関係者への周知】

当該体制や手順等について作業員へ周知すること。周知の方法には、例として、事業場の見やすい箇所への掲示、メールの送付、文書の配布のほか、朝礼における伝達等口頭によることがある。



熱中症による健康障害発生時の対応計画

手順例①



責任者	(氏名、連絡先)
医療機関	(名称、電話、住所)

熱中症による健康障害発生時の対応計画

手順例②

【状況】

熱中症のおそれのある者を発見

熱中症が疑われる症状例

【他覚症状】ふらつき、生あくび、失神、大量の発汗、痙攣等

【自覚症状】めまい、筋肉痛・筋肉の硬直（こむら返り）、頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高体温等



【実施事項】

作業離脱、身体冷却



【判断】

意識の異常

「意識の有無」だけで判断するのではなく、①返事がおかしい、②ぼーっとしているなど、普段と様子がおかしい場合も異常等ありとして取り扱うことが適当。判断に迷う場合は、安易な判断は避け、専門機関や医療機関に相談し専門家の指示を仰ぐこと。なお、総務省消防庁による、救急安心センター事業（#7119）は、秋田県においては令和8年10月サービス開始予定となっている。



【実施事項】

医療機関への搬送・救急隊の要請

医療機関への搬送に際しては、必要に応じて、救急隊を要請すること。また、医療機関までの搬送の間や経過観察中は、1人にしない（単独作業の場合は常に連絡できる状態を維持する）

【回復】

回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておくこと

責任者	(氏名、連絡先)
医療機関	(名称、電話、住所)

(秋田労働局版 2026.5)

職場における

熱中症防止のための

ガイドラインを参考に

熱中症を効果的に防止しましょう!

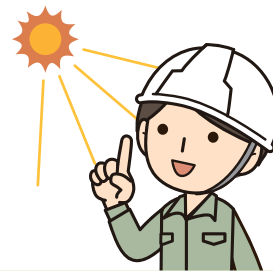
～職場での熱中症防止対策のポイント～



気温が急激に上昇する時期は、
熱中症の発生リスクが高くなる傾向があります。
本格的に暑くなる前から準備しましょう。

早めの対策を!

～職場での熱中症防止対策のポイント～



事業者の皆さんは、

- ① 「**設備、体制の整備**」を参考に準備を行った上で、
- ② 「**熱中症リスクの把握**」で熱中症によるリスクを把握・評価し、
- ③ 「**熱中症リスクに応じた措置**」にある熱中症防止のための具体的な方法を、業種・業態に応じて選択し実施することにより、職場における熱中症を防止しましょう。

ガイドライン の ポイント

体制整備、必要な設備の整備を行いましょ！

- ▶ 体調不良時の報告体制、重篤化防止措置の手順を整備し、周知しましょう。
- ▶ WBGT 指数計や、休憩所等の整備を行いましょ。

熱中症リスクを適切に把握しましょ！

- ▶ WBGT 値を把握し、着衣補正を行い、身体作業強度及び暑熱順化の状況に応じた WBGT 基準値と比較しましょ。
- ▶ WBGT 基準値よりも高い場合は熱中症予防対策を実施しましょ。

リスクに応じた対策を検討しましょ！

対策例

- ▶ 作業場所の WBGT 値の低減、風通しの良い衣服の採用。
- ▶ 作業負荷の軽減、休憩の取得。
- ▶ 定期的な水分・塩分の摂取。
- ▶ 暑熱順化、健康状態の確認。



教育研修を行いましょ！

- ▶ 管理者、職長、作業者等、立場に応じた教育研修を実施しましょ。



1 体制整備、必要な設備の整備

(1) 体制整備

- 組織として、熱中症を予防するための体制を整備しましょう。
- 衛生委員会等を活用し、対策を労使で話し合いましょう。
- 体調が悪くなったときに誰に報告するかを決め、作業者に周知しましょう。
- 体調が悪くなったときにどのような行動を取るのかを決め、作業者に周知しましょう。
- 作業手順、作業計画を策定しましょう。

(2) 必要な設備の整備

- 暑くなる前に、以下の準備をしておきましょう。
 - ✓ WBGT指数計の準備
 - ✓ 有効な休憩所の整備
 - ✓ 通気性の良い服や、ファン付き作業服等の準備
 - ✓ 水分・塩分を摂取するための準備



～ 熱中症防止対策は、事業者の義務です～

以下の **体制整備** **手順作成** **関係者への周知** については、労働安全衛生規則の改正に伴い、罰則付きで義務化されています。 確実に実施するようご注意ください。

- ★ 熱中症の自覚症状のある作業員や、熱中症のおそれがある作業員を見つけた者がその旨を報告するための**体制整備及び関係作業員への周知。**
- ★ 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、
 - ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地
 - ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等**熱中症の重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及び関係作業員への周知。**

2

熱中症リスクの把握・評価

◆ 熱中症が発症する要因

熱中症が発症する要因には、次のようなものがあります。

- ① 高温・多湿・日射（輻射熱）の強い作業環境
- ② 身体負荷の大きい作業や運動
- ③ 通気性や透湿性の低い衣服や保護具

熱中症を有効に防止するためには、
熱中症のリスクを把握し、評価することが重要です。



◆ WBGT値の把握

- ✓ 熱中症リスクを把握し、有効な対策をするために、WBGT値を測定しましょう。
- ✓ WBGT値の測定には、JIS B7922:2023 に適合した黒球付きの機器を用いて測定することが基本です。
- ✓ いろいろな作業場所で測定し、どこが暑いか把握しておきましょう。
- ✓ 測定したWBGT値に、衣服による補正を行った上で、作業強度と暑熱順化に応じた基準値と照らし合わせましょう。
- ✓ 基準値を超えているときは、「何らかの熱中症防止対策」が必要です。
- ✓ 高齢者、熱中症発症リスクに影響を与える疾病や障がいを持つ方に対しては、作業時間の短縮等も検討しましょう。



WBGT 指数計 ▶

【身体作業強度等に応じた WBGT 基準値】

区分	身体作業強度（代謝率レベル）の例	WBGT 基準値	
		暑熱順化あり	暑熱順化なし
安静	安静、楽な座位	33℃	32℃
低代謝率	・ 軽い手作業（書く、タイピング等） ・ 腕及び脚の作業 など ・ 手及び腕の作業	30℃	29℃
中程度代謝率	・ 継続的な手及び腕の作業 [くぎ(釘)打ち、盛土] ・ 腕及び脚の作業、腕と胴体の作業 など	28℃	26℃
高代謝率	・ 強度の腕及び胴体の作業 ・ ショベル作業、ハンマー作業 ・ 重量物の荷車及び手押し車を押したり引いたりする など	26℃	23℃
極高代謝率	・ 最大速度の速さでのとても激しい活動 ・ 激しくシャベルを使ったり掘ったりする など	25℃	20℃



3 熱中症リスクに応じた措置

(1) 作業環境管理

◆ 暑熱環境の改善

以下のような方法で WBGT 値を下げ、暑熱環境の改善を検討しましょう。

- ✓ 発熱体と作業者の間に遮蔽物を設ける。
- ✓ 日光や照り返しを防ぐ屋根を設ける。
- ✓ 作業場所に通風、冷房、ミストシャワー等を設ける。



◆ 休憩場所の整備

暑くなった体を冷やし、休むことが出来る休憩所を整備しましょう。休憩所は体調不良、熱中症になってしまった場合にも必要です。休憩所を整備する際は、可能な範囲で下記に留意してください。

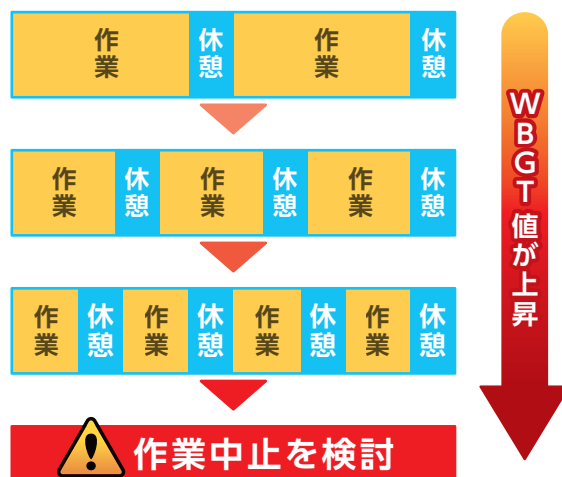
- ✓ 可能な限り作業場所の近くに設けましょう。
- ✓ 体を冷やすことができる冷房を設けましょう。
(難しい場合はミスト付き扇風機等を活用しましょう)
- ✓ 脚を伸ばして横になれるスペースを作りましょう。
- ✓ 冷蔵庫やウォーターサーバー等、水分・塩分を摂取できる設備を設けましょう。
- ✓ 本格的な休憩所の設置が難しい場合でも、日傘、日よけテント等で日陰を作り、風通しを良くするだけでもある程度の効果はあります。



(2) 作業管理

◆ 暑さに応じた休憩サイクルの設定

- ✓ WBGT 基準値からの超過割合によって、休憩回数の増加や休憩時間の延長を検討しましょう。
- ✓ WBGT 基準値から大幅に超過している場合は、軽い作業への変更や、作業中止を検討しましょう。
- ✓ 暑さのピーク時間帯の作業中止や、早朝・夜間などへのシフト変更も可能な範囲で検討しましょう。



3

熱中症リスクに応じた措置

通気性・透湿性の良い衣服の選択

- ✓ 可能な範囲で通気性・透湿性の良い(熱がこもりにくい)衣服を選択しましょう。
- ✓ 保護服や保護具を着用する必要があるときは、保護性能と通気性・透湿性のバランスを考慮して選択しましょう。
- ✓ ファン付き作業服、クールベスト等、身体を冷却する機能を持つ服を着用することは一定の効果があります。
(ただし過信は禁物ですので、他の対策と組み合わせましょう。)



ファン付作業服



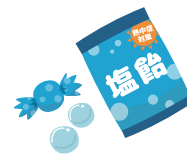
クールベスト
(保冷剤式)



クールベスト
(冷水循環式)

水分・塩分の定期的な摂取

- ✓ 熱中症を防ぐためには、「定期的に水分・塩分を摂取すること」が必要です。
- ✓ 水分だけ、塩分だけでは不十分です。
- ✓ のどが渇いてから、のどを潤す程度では足りません。
- ✓ 定期的に、意識的に摂取するよう心がけましょう。



水分・塩分を摂取する際の目安

- 0.1 ~ 0.2% の食塩を含む飲料
- ナトリウムを 40 ~ 80mg/100mL 含むスポーツドリンク
これらを 20 ~ 30 分ごとにコップ 1 ~ 2 杯程度

※経口補水液は塩分濃度が高いため、「定期的な摂取用」には向きません。
※塩分、糖分の摂取が制限されるなど基礎疾患を有する方については、主治医、産業医に相談しましょう。



作業開始前・休憩時のプレクーリング

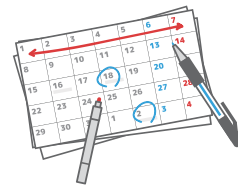
- ✓ 活動前に身体冷却を行う「プレクーリング」を行うと、体温上昇が抑えられ、作業時間を延長することが期待できます。
- ✓ 手足の浸水や、送風スプレーなどの方法が有効です。
(併用するとさらに効果があります)
- ✓ 身体の内部から冷やせる「アイススラリー」の摂取も有効です。



プレクーリングイメージ

★ 計画的な暑熱順化

- ✔ あらかじめ暑さに慣れることによって、熱中症に強い体を作ることができます。
 - ▶ 皮膚血管拡張反応、発汗反応が促進され、体温を下げる働きが強化されます。
 - ▶ 汗に含まれる塩分濃度が低くなり、汗をかいても塩分損失がゆるやかになります。
- ✔ 暑くなる前、暑熱作業に入る前に計画的に暑熱順化を得ることが重要です。
 - ▶ 暑熱順化を獲得するには、最低でも1週間はかかります。
 - ▶ 数日間暑熱環境から遠ざかると、暑熱順化が薄れてしまうので、お盆明けなどの長期休暇明けは要注意です。



★ 有効な休憩所の整備

- ✔ 熱中症を防ぐためには、「体を休め、冷やすことが出来る」休憩所が必要です。
 - ▶ 休憩所がないと、せっかく休憩を取ってもその効果は減ってしまいます。
 - ▶ 熱中症になってしまったときの一時的な待機所としても有効です。
- ✔ 冷房や冷蔵庫を備えた、横になるスペースのある休憩所が理想です。
- ✔ 本格的な休憩所の設置が難しい場合も、工夫次第で有効な休憩所を作ることができます。
 - ▶ 屋根やテントで日差しをさえぎる。
 - ▶ ミスト付き扇風機で温度を下げる。
 - ▶ ベンチを置いて横になれるようにする。
 - ▶ 冷房の効いたワゴン車の荷室部分を休憩場所にする。
- ✔ 可能な範囲で休憩所の設置を検討し、作業者に周知してください。



★ 健康管理

- ✔ いくつかの疾病(既往症)*は、熱中症の発症に影響を与えるおそれがあります。
 - ※糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全、精神・神経関係の疾患、広範囲の皮膚疾患等。
 - ▶ 健康診断等で異常所見があると診断された場合には、医師の意見に基づき適切な措置を行いましょう。
- ✔ 体調不良*によって熱中症の発症に影響を与えるおそれがあります。
 - ※風邪、発熱、下痢、嘔吐、飲酒、二日酔い、朝食抜き、睡眠不足等。
 - ▶ 朝礼時や巡視時、休憩時等に作業者の健康状態を確認しましょう。
 - ▶ 作業員から申し出やすい環境、無理をさせない環境づくりが重要です。



3

熱中症リスクに応じた措置

職場巡視

✓ 職場巡視を行い、下記について確認しましょう。

- ▶ 体調不良者が出ていないか
- ▶ 定期的な水分・塩分の摂取ができているか
- ▶ 休憩は十分に取れているか
- ▶ WBGT 値に応じた対応が出来ているか



救急体制

- ✓ 熱中症の疑いがある者が出た場合は、無理をさせずに涼しいところで横にして、水分・塩分を摂取させてください。
- ✓ 体調が悪くなった人を一人にはしないようにしてください。体調が急変する場合があります。
- ✓ II 度以上の症状（頭痛、吐き気、嘔吐、意識障害、高体温）が生じたら、躊躇なく救急車を呼びましょう。
- ✓ 救急車が来るまでの間、体温を下げるための努力をしましょう。
- ✓ 熱中症は対応を誤ると取り返しがつかないことになりかねません。勇気を持った行動で自分や同僚を守りましょう。



教育研修

- ✓ 熱中症を防止するためには、熱中症に対する知識を付けることが重要です。
- ✓ 日頃から熱中症に対する情報を取り入れるように心がけるとともに、教育研修を実施しましょう。
- ✓ ガイドラインでは、立場に応じた 3 種類の研修の実施（受講）が推奨されています。
 - ▶ 熱中症予防管理者向け：225 分
(衛生管理者、安全衛生推進者も受講することが望ましいとされています)
 - ▶ 職長向け：60 分
 - ▶ 作業従事者向け：短時間で繰り返す



これらの対策にしっかり取り組むことで、
熱中症を予防し、安全に効率良く業務を遂行できます!

『Cool work AKITA』 ロゴマークについて

秋田労働局では、「STOP !熱中症クールワークキャンペーン」(7月は重点取組期間)を推進しています。同キャンペーンを広く周知し、取組意識をさらに向上していただくため『Cool work AKITA』のロゴマークを作成しました。



【ロゴマーク活用例】



事業場内に掲示し、熱中症予防を呼びかけましょう

労働者に身に付けさせ、熱中症予防に対する意識を向上させましょう

ロゴマークは、秋田労働局ホームページからダウンロードしていただけます。
秋田労働局→トップページ→重点取り組み事項→熱中症対策特設サイトURL
https://jsite.mhlw.go.jp/akit_a_roudoukyoku/newpage_02520.html

白紙

改

正

安

衛

法

等

セ

ミ

ナ

ー

受講
無料

法律を「知る」から「活かす」へ！



秋田労働局と秋田産保センターによる月1回の法律セミナー！
最新情報の習得で、確かな法令理解と実務対応へ。

7月以外はZoomによるオンラインセミナー。都合の良い時！繰り返しでも。

開催日時	テーマ	講師	実施方法
R8.5.28 (木) 14:00~15:30	改正労働安全衛生法等について	秋田労働局	Zoomによる オンラインセミナー
R8.6.15 (月) 14:00~16:00	改正労働安全衛生規則（熱中症関係）について 職場における熱中症の予防について	秋田労働局 秋田産保センター	Zoomによる オンラインセミナー
R8.7.22 (水) 13:00~15:00	熱中症とその対策について 成因と発症時の対処・予防 改正労働安全衛生規則（熱中症関係）について	秋田産保センター 秋田労働局	【参集式セミナー】 大仙市大曲交流センター 第1研修室
R8.8.6 (木) 14:00~16:00	改正労働安全衛生法等について 50人未満の事業場のストレスチェック	秋田労働局 秋田産保センター	Zoomによる オンラインセミナー
R8.9.3 (木) 14:00~16:00	改正労働安全衛生法等について 50人未満の事業場のストレスチェック	秋田労働局 秋田産保センター	Zoomによる オンラインセミナー
R8.10.15 (木) 14:00~16:00	改正労働安全衛生法等について 50人未満の事業場のストレスチェック	秋田労働局 秋田産保センター	Zoomによる オンラインセミナー
R8.11.9 (月) 14:00~16:00	改正労働安全衛生法等について 50人未満の事業場のストレスチェック	秋田労働局 秋田産保センター	Zoomによる オンラインセミナー
R8.12.18 (金) 14:00~16:00	改正労働安全衛生法等について 50人未満の事業場のストレスチェック	秋田労働局 秋田産保センター	Zoomによる オンラインセミナー

※ 同じテーマにつきましては、開催日が違ってても内容は同じ内容になります。

お申し込みは秋田産業保健総合支援センターのホームページ
または、右側の2次元コードから→ 開催日の2か月前から受付！



お問い合わせ先

秋田労働局 労働基準部 健康安全課 ☎018-862-6683
秋田産業保健総合支援センター 19 ☎018-884-7771